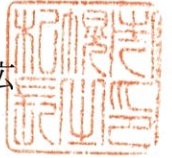


下記のとおり、自動販売機設置に伴う市有物件貸付の一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条規定に基づいて告示します。

令和 4 年 1 月 28 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課都市交通係
電話 011-211-2492

2 入札に付する事項

(1) 事業の名称 一般競争入札による自動販売機設置（物件番号 1・2・3）

(2) 貸付内容・場所等 3 物件

物件番号 1 大通バスセンター（2 台）

物件番号 2 大通バスセンター（3 台）

物件番号 3 大通バスセンター（1 台）

※詳細は「令和 4 年度自動販売機設置事業者募集案内書（以下、「案内書」という。）による。

(3) 貸付期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（3 年間）

(4) 入札方法 年額で行う。なお、最低貸付価格（15,600 円/年（税抜）×設置台数）を設定している。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望年額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約は総価（落札価格×貸付期間+消費税相当額、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）で行う。

3 応募資格要件（入札参加資格）

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業所を置いていること。

(5) 令和 2 年度及び令和 3 年度において、札幌市その他の官公庁の自動販売機設置実績があること。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。

- (7) 上記(6)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (8) 札幌市税の未納がないこと。

4 応募申込手続き

この募集に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書及び資格を証する関係書類を提出すること。

申込みにあたっては案内書を熟読し、契約の案件、現地を確認の上、申込みこと。

(1) 受付期間

令和4年1月28日(金)から令和4年2月16日(水)まで
平日午前8時45分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く)。
※送付の場合は、申込み期限必着とする。

(2) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

送付の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自動販売機入札参加申込書在中」と標記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れて密封すること。

(3) 提出先

上記1に同じ。

(4) 提出書類

案内書による。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 案内書を示す場所及び問い合わせ場所

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課都市交通係
電話 011-211-2492
なお、案内書は札幌市ホームページにて公開する。
(<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>)

(2) 入札書の提出期限

令和4年3月3日(木) 17時15分

(3) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

(5) 提出先

上記1に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

令和4年3月4日(金) 10時00分から順次
札幌市役所本庁舎5階会議室

6 入札手続き等

(1) 入札保証金 要

ア 入札保証金は最低貸付価格×3年分の100分の3の額とする。

イ 納めた入札保証金は、落札されなかった者については、入札終了後に還付申出書の提出により後日還付するが、落札を取り消された者の入札保証金は札幌市に帰属する。また、落札者については契約保証金に充当する。

ウ この入札保証金を札幌市が返還する場合は、利息を付さない（後日、郵便局以外の指定金融機関に振込みを行う）

エ 過去2年間に札幌市その他の官公庁と自動販売機の設置実績（目的外使用許可を含む。）がある場合は、この保証金を免除するので、設置実績が確認できる契約書等の写しを参加申込書と併せて提出すること。

(2) 契約保証金 要

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書により指定期日までに一括で納入すること。当該保証金の金額は契約金額の100分の10の額（円未満切上）とするが、納入済の入札保証金はこれに充当する。ただし、入札保証金を免除された者は、この契約保証金を免除することができる。

イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該保証金の額に年14.6%の割合で計算した額を延滞金として支払うこと。

ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。

エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還する。ただし、返還の際は利息を付さない。

オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除する。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低貸付価格の設定 有

(6) 落札者の決定方法等

最低貸付価格以上の価格のうち、最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。